

令和8年4月1日より

「治療と仕事の両立支援」が 努力義務となります！

治療方法の進歩に加え、高齢者の就労の増加等の状況により、何らかの疾病を抱えながら働く労働者が、今後も増加することが見込まれます。

このたび、労働施策総合推進法の改正により、令和8年4月1日から、職場における「治療と就業の両立を促進するために必要な措置を講じること」が企業の努力義務となりますので、下記の「治療と就業の両立支援指針」や「両立支援ナビ」等を参考に、取組をお願いします。

治療と仕事の 両立支援ナビ



両立支援の取組事例(事業所)



兵庫労働局HP 治療と仕事の両立支援事例集



NEW

治療と就業の両立支援指針



兵庫労働局 職業安定部 職業安定課(下記ハローワーク)では
長期療養者職業相談窓口を設けています。

専門的就職支援ナビゲーターが、がん・肝炎・糖尿病等で
長期療養されている方のお仕事相談に、担当者制で対応します。

▶ ハローワーク神戸

▶ ハローワーク姫路

▶ ハローワーク明石



兵庫産業保健総合支援センター 「治療と仕事の両立支援」ご案内

兵庫産業保健総合支援センターは、厚生労働省からの委託を受け、両立支援を推進するための支援を無料で行う機関です。

事業場の治療と仕事の両立支援に向けた取組に対して、専門的研修や相談対応などを無料で支援します！

- 働きながら治療を続けることは可能かな？
- 病気休職者の職場復帰に際して、注意すべきことって？
- 今後の働き方について相談したい。
- 社内で両立支援を導入したいが、どうすればよいか？ など

ご相談に
お応えします



「主治医」「会社・産業医」「両立支援コーディネーター」の トライアングル型サポート体制の構築



お問い合わせ・お申し込みは

ばんぽセンターへ

ご相談ください。



団体経由産業保健活動推進助成金はこちら



兵庫県「健康づくりチャレンジ企業」に登録すれば、下記の支援等を受けられます。
令和8年度支援メニューの詳細・開始時期については、[兵庫県HP](#)をご覧ください。

▶ 健康づくりチャレンジ企業に
ついて



▶ 三大疾病療養者の治療と仕事
の両立支援事業

